

令和7年9月30日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

リチウム電池内蔵充電器、インターホン（モニターテレビ付）、ノートパソコンに関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 6 件
（うち電気炊飯器 1 件、扇風機 1 件、リチウム電池内蔵充電器 1 件、
電気シェーバー 1 件、インターホン（モニターテレビ付） 1 件、
ノートパソコン 1 件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 15 件
（うちリチウム電池内蔵充電器 5 件、電子レンジ 2 件、
電気掃除機（自走式） 1 件、スピーカー（マイク付、充電式） 1 件、
電気洗濯機 1 件、コーヒーマーカー 1 件、
パワーコンディショナ（太陽光発電システム用） 1 件、
ポータブル電源（リチウムイオン） 1 件、ヘアドライヤー 1 件、
エアコン 1 件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) アンカー・ジャパン株式会社が輸入したリチウム電池内蔵充電器について (管理番号：A202500650)

①事象について

アンカー・ジャパン株式会社（法人番号：8010001151445）が輸入したリチウム電池内蔵充電器を充電中、異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（回収・交換）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、セル製造サプライヤーによる不適切な部材使用が見付かり事故の可能性があることが判明したことから、事故の再発防止を図るため、2025 年（令和 7 年）6 月 26 日にウェブサイトへの情報掲載、プレスリリースの配信・公開、メールマガジン配信及びDMでの周知を行い、対象製品について回収及び交換を実施しています。

なお、今般報告のあった当該事故（管理番号：A202500650）が上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：商品名、色、JANコード、型番、販売期間、対象台数

商品名	色	JANコード	型番	販売期間	対象台数
Anker Power Bank (10000mAh, 22.5W)	ブラック	4571411219498	A1257011	2024 年 5 月 16 日 ～ 2025 年 6 月 6 日	401,771
	パープル	4571411219511	A12570V1		
	ホワイト	4571411219504	A1257021		
	ピンク	4571411227592	A1257051		
	ブルー	4571411227585	A1257031		
Anker MagGo Power Bank (10000mAh, 7.5W, Stand)	ブラック	4571411212772	A1652N11	2023 年 12 月 19 日 ～ 2025 年 2 月 13 日	15,018
	ホワイト	4571411212789	A1652N21		
	パープル	4571411212796	A1652NV1		

2025 年（令和 7 年）6 月 26 日からリコール（回収・交換）を実施
回収率：45.4%（2025 年 9 月 30 日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による 2024 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況
2025年度	2	火災
2024年度	0	－

※当該事故（管理番号：A202500650）は含まない。

<対象製品の外観及び確認方法>

対象製品の外観

Anker Power Bank (10000mAh, 22.5W)

Anker MagGo Power Bank (10000mAh, 7.5W, Stand)



川崎市ふるさと納税返礼品



確認方法

型番：A1257 をお持ちの方はシリアルナンバーを確認してください。



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う回収及び交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

アンカー・ジャパン株式会社 受付窓口

電話番号：0120-775-171

受付時間：9時～17時（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：<https://corp.ankerjapan.com/posts/555>

※オンライン受付フォーム（24 時間）

<https://www.ankerjapan.com/pages/202506-support>

(2) パナソニックシステムネットワークス株式会社（現 パナソニック エンターテインメント&コミュニケーション株式会社）が輸入したインターホン（モニターテレビ付）について
（管理番号：A202500652）

①事象について

パナソニックシステムネットワークス株式会社（現 パナソニック エンターテインメント&コミュニケーション株式会社（法人番号：7120001235592））が輸入したインターホン（モニターテレビ付）から発煙する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、製品内部の基板に搭載した一部の部品が劣化し、火災が発生したものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2021年（令和3年）12月1日にウェブサイトへ情報掲載（2022年（令和4年）8月2日に対象となる製造番号と製造記号を追加）を行い、対象製品について点検及び交換を実施しています。

③対象製品：商品名、品番、製造期間、対象台数

商品名	セット品番※	モニター 親機品番	製造期間	対象台数
テレビドアホン	VL-SV18K	VL-MV18	2012 年 7 月～2012 年 12 月 及び 2013 年 1 月～2013 年 4 月	59,946
	VL-SV20X	VL-MV20		50,424
	VL-SV25K	VL-MV25		109,590
	VL-SV25X			
	修理用基板			2,871
	合計			222,831

※モニター親機とカメラ玄関子機のセット品番で、保証書に記載された品番です。

2021年（令和3年）12月1日からリコール（点検・交換）を実施
（2022年（令和4年）8月2日に対象となる製造番号と製造記号を追加）

改修率：8.1%（2025年9月25日時点）

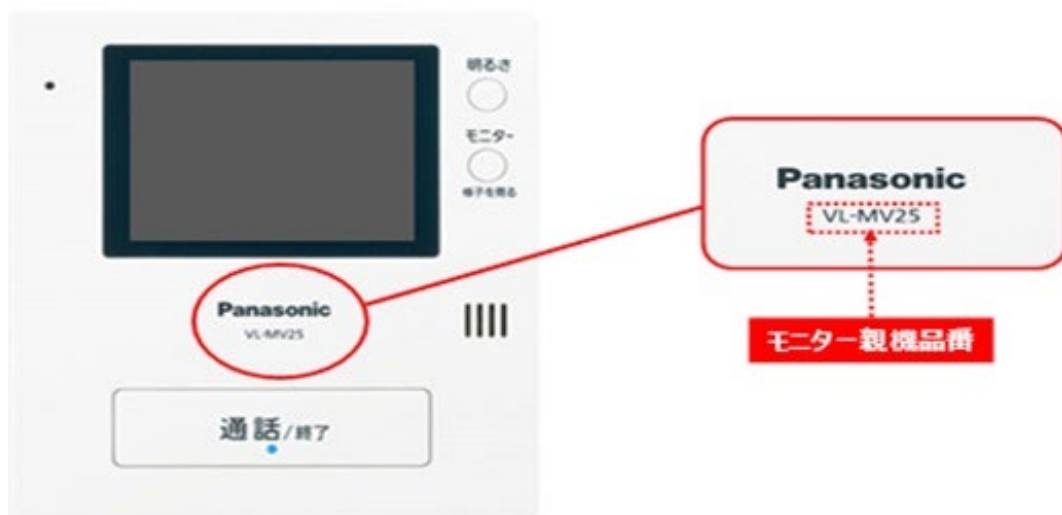
<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による 2012 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2025年度	2	火災	2018年度	0	—
2024年度	1	火災	2017年度	0	—
2023年度	0	—	2016年度	0	—
2022年度	0	—	2015年度	0	—
2021年度	3	火災	2014年度	0	—
2020年度	0	—	2013年度	0	—
2019年度	0	—	2012年度	0	—

※当該事故（管理番号：A202500652）は含まない。

<対象製品の確認方法>



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う点検及び交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

パナソニック エンターテインメント&コミュニケーション株式会社
テレビドアホン市場対策室（お客様専用窓口）

電話番号：0120(878)182

受付時間：9時～17時（土・日・祝日・事業者休日を除く。）

ウェブサイト：<http://panasonic.jp/s/C/2112>

(3) 株式会社東芝（現 Dynabook株式会社）が輸入したACアダプター（ノートパソコン用）（「ノートパソコン」として公表）について
（管理番号：A202500657）

①事象について

株式会社東芝（現 Dynabook株式会社（法人番号：8010601034867））が輸入したACアダプター（ノートパソコン用）を焼損する火災が発生しました。

事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品に付属の一部のACアダプターについて、製造上の不具合により、DCプラグ部の絶縁性能が低下し、異常発熱して発火したものと考えられます。

②再発防止策

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2018年（平成30年）6月22日及び2024年（令和6年）2月21日にウェブサイトへ情報掲載を行い、対象ACアダプターをお持ちの方に対し、無償交換を実施しています。

③対象製品：製品名、型番（部品番号）、製造期間、対象台数

製品名	型番（部品番号）	製造期間	対象台数
パソコン用 AC アダプター	G71C0009S114	2008 年 4 月 ～ 2012 年 12 月	19,343
	G71C0009S214		33,052
	G71C0009S414		14,501
	G71C0009S112		130,508
	G71C0009S212		181,621
	G71C0009S412		3,899
	G71C0009S110		336,579
	G71C0009S210		600,348
	G71C0009S410		27,265
	G71C0009T110		175,681
	G71C0009T112		160,276
	G71C0009T114		31,849
	G71C0009T116		60,402
	G71C0009T210		292,357
	G71C000DX110		10,698
	G71C000DX410		98,105
	G71C000F7110		71,754
	G71C000BY110		10,384
	G71C000DH110		42,277
	G71C000DH410		159,402
	G71C000DM110		65,711
	G71C000DM410		294,587
	G71C000AE110		76,231
	G71C000AE210		164,928
	G71C000AE410		1,873
	G71C000AE112		26,666

	G71C000AE212		535,844
	G71C000AE412		5,225
	G71C000DP110		271,892
	G71C000DP410		71,287
	G71C000AR110		18,967
	G71C000AR210		375,910
	G71C000AR310		95,857
	G71C000AR410		41,170
	G71C0009T212		116,108
	PA1750-04		359,941
合計			4,982,498

2018 年（平成 30 年）6 月 22 日からリコール（無償交換）を実施
回収率：20.1%（2025 年 8 月 31 日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

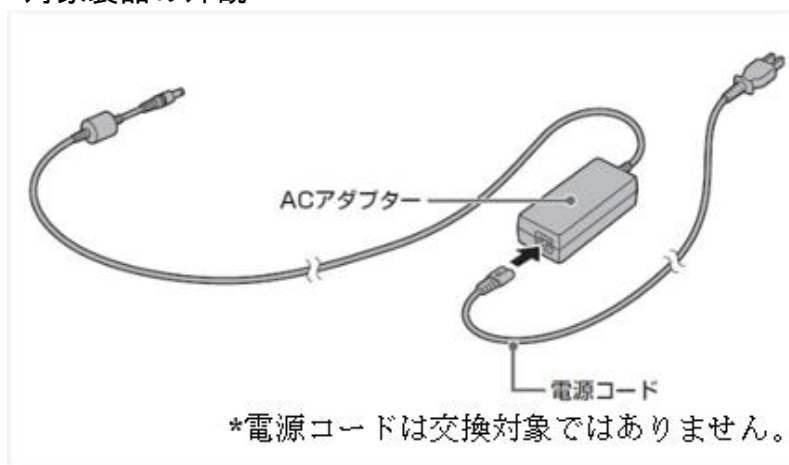
対象製品におけるリコール対象の内容による 2010 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたものです（「ノートパソコン」、「デスクトップパソコン」又は「AC アダプター（ノートパソコン用）」として公表しています。）。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2025年度	5	火災	2017年度	4	火災
2024年度	10	火災	2016年度	4	火災
2023年度	6	火災	2015年度	1	火災
2022年度	0	—	2014年度	0	—
2021年度	2	火災	2013年度	0	—
2020年度	3	火災	2012年度	0	—
2019年度	8	火災	2011年度	0	—
2018年度	8	火災	2010年度	0	—

※当該事故（管理番号：A202500657）は含まない。

<対象製品の外観及び確認方法>

(1) 対象製品の外観



(2) 対象製品の確認方法



対象のACアダプター型番（部品番号）とシリアル番号は、以下のURLから確認できます。

<https://acadaptercheck.dynabook.com/AdapterUpdate/ManualCheck?region=TJPN&lang=ja&country=JP>

交換用に提供するACアダプターは、交換前のものとは比べて、プラグ形状が異なり、L字型となっています。



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償交換を受けていない方は、直ちにパソコン本体及びコンセントからACアダプターを外して使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

Dynabook株式会社「dynabook ACアダプター交換窓口」

電話番号：0120(008)772

受付時間：9時～18時（土・日・祝日・事業者指定休業日を除く。）

ウェブサイト：<https://acadaptercheck.dynabook.com/AdapterUpdate/InformationJapan?region=TJPN&country=JP&lang=ja>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：荒木、別所、上田

電話：03(3507)9204（直通）

URL：<https://www.caa.go.jp/>

経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課製品事故対策室

担当：日野、山田、中谷

電話：03(3501)1511（内線）4311

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故（製品起因か否かが特定できていない事故を含む。）

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400084	令和6年4月17日	令和6年4月25日	電気炊飯器	JJ-M55B	ハイアールジャパン セールス株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、電源基板上の底面ヒーター用リレーから出火したものと推定されるが、リレーの焼損が著しく、リレーから出火した原因の特定には至らなかった。	山口県	令和6年5月1日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202400195	令和6年5月29日	令和6年6月4日	扇風機	TLF-18CL12(W)	東芝エルイートレー ディング株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、首振り部の電源線が断線したため、スパークが生じて出火しほこりが焼損したものと推定されるが、電源線の組み付け不良によるものか、電源線の劣化によるものか、電源線が断線した原因の特定には至らなかった。	東京都	令和6年6月7日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202500650	令和7年6月13日	令和7年9月25日	リチウム電池内蔵 充電器	A1257	アンカー・ジャパン株 式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を充電中、異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。現在、原因を調査中。	宮崎県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年9月17日 令和7年6月26日からリコールを実施 (特記事項を参照) 回収率:45.4%
A202500651	令和7年8月 ※不明	令和7年9月25日	電気シェーバー	ES-PV3A	パナソニック株式会 社	火災	当該製品に他社製のUSBケーブル及びACアダプターを接続して充電中、当該製品とUSBケーブルとの接続部を溶融する火災が発生した。事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品本体のUSBソケットとUSBケーブルの接続部分に水や液体が付着した状態で充電を行ったことにより、電氣的短絡が発生し、接続部分の発熱により同部分周辺の樹脂溶融に至ったものと考えられる。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年9月12日
A202500652	令和7年9月11日	令和7年9月25日	インターホン(モニターテレビ付)	VL-MV20X	パナソニックシステム ネットワークス株式会 社(現 パナソニック エンターテインメント &コミュニケーション 株式会社) (輸入事業者)	火災	当該製品から発煙する火災が発生した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、製品内部の基板上に搭載した一部の部品が劣化したことにより、発煙したものと考えられる。	埼玉県	令和7年9月26日に消費者安全法の重大事故等として公表済 令和3年12月1日からリコールを実施 (特記事項を参照) 改修率:8.1%

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500657	令和7年9月9日	令和7年9月25日	ノートパソコン	dynabook B351/23D	株式会社東芝(現 D ynabook株式会社) (輸入事業者)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、当該 製品に付属の一部のACアダプターについ て、製造上の不具合により、DCプラグ部の絶 縁性能が低下し、異常発熱して発火したもの と考えられる。	神奈川県	平成30年6月22日 からリコールを実施 (特記事項を参照) 回収率:20.1%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500648	不明	令和7年9月25日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品から発火する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	京都府	
A202500649	令和7年7月17日	令和7年9月25日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、異音とともに当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和7年8月7日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年9月12日
A202500653	令和7年7月 ※不明	令和7年9月25日	電子レンジ	火災	当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年9月18日
A202500654	令和7年8月14日	令和7年9月25日	電気掃除機(自走式)	火災	当該製品を充電中、異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年9月12日
A202500655	令和7年9月2日	令和7年9月25日	リチウム電池内蔵充電器	火災	電車内で当該製品をリュックサックに入れていたところ、異音とともに当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	茨城県	
A202500656	令和7年8月17日	令和7年9月25日	スピーカー(マイク付、充電式)	火災	事務所で当該製品を充電中、異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	茨城県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年9月18日
A202500658	令和7年8月31日	令和7年9月26日	電子レンジ	火災	施設で当該製品を使用中、火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品の内部部品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年9月10日
A202500659	令和7年6月13日	令和7年9月26日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	令和7年7月3日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年9月9日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500660	令和7年8月13日	令和7年9月26日	電気洗濯機	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	令和7年9月4日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年9月22日
A202500661	令和7年7月25日	令和7年9月26日	コーヒーマーカー	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	令和7年8月15日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年9月11日
A202500662	令和7年9月15日	令和7年9月26日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	火災	当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202500663	令和7年8月16日	令和7年9月26日	ポータブル電源(リチウムイオン)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	令和7年8月28日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年8月19日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意
A202500664	令和7年8月12日	令和7年9月26日	リチウム電池内蔵充電器	火災	車両内で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	北海道	令和7年8月28日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年9月25日
A202500665	令和7年7月22日	令和7年9月26日	ヘアドライヤー	火災	当該製品を使用中、当該製品の電源コードのプラグとコンセントとの接続部を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	新潟県	タイ製 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年9月18日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500666	令和7年9月16日	令和7年9月26日	エアコン	火災	飲食店で当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品の施工状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件
該当案件なし

電気炊飯器（管理番号：A202400084）



扇風機（管理番号：A202400195）



電気シェーバー（管理番号：A202500651）

